

相続人全員の印鑑が必要？

故人と同居していた相続人の一人が、相続財産である故人の銀行預金を勝手に引き出すケースが問題になることがあります。そんなときは、金融機関に対して、入出金状況の開示を求めることが出来ます。開示請求の対応は銀行によってまちまちで、相続人のひとりからの請求で応じてもらえる銀行もあれば、相続人全員の同意がなければ応じないという銀行もあります。取引経緯を開示しなければ、不明瞭な出金であっても確認できません。同居人以外の相続人は困ります。一方、不正な出金をした相続人は銀行に開示されると困ります。開示した銀行に対してクレームをつけるかもしれません。銀行はトラブルを避ける為、開示しないケースもあるのです。

銀行が、名義人の死亡を知ったら、その口座は直ちに凍結され、たとえ通帳とハンコ、キャッシュカードと暗証番号がわかっている場合でも、お金はおろせなくなります。銀行預金は相続財産とされますので、相続人の誰かが勝手に預金をおろして使い込んでしまったら、銀行の責任問題にもなりかねないからです。相続人全員の名前がわかる戸籍謄本と、相続人全員の実印を押した同意書に印鑑証明書を添えて、窓口へ提出します。詳しい手続きは、銀行によって違います。なお、判例では、金銭債権は分割債権であり、相続開始と共に法律上当然に分割され、各相続人はその相続分に応じる権利を承継する、となっています。つまり、遺産分割協議が成立する前でも、自分の法定相続分だけは相続する権利があって、銀行からおろすことができるのです。

とはいえ、銀行はリスクを避けたがりますので、通常は応じてくれません。

相続人一人だけでも OK

非同居の相続人が「過去の取引経緯を開示しろ」と、信用金庫へ裁判を起こした事案があります。平成 21 年 1 月 22 日の最高裁判決は「開示すべし」となっています。

判決要旨

1. 金融機関は、預金契約に基づき、預金者の求めに応じて預金口座の取引経過を開示すべき義務を負う。

2. 預金者の共同相続人の一人は、他の共同相続人全員の同意がなくても、共同相続人全員に帰属する預金契約上の地位に基づき、被相続人名義の預金口座取引経過の開示を求める権利を単独で行使することができる

判決文要旨・理由は Agora-gifu HP Agora ブログを参照してください。

金融機関にしてみれば、「預金者のプライバシーを侵害し、守秘義務に違反する何とも厄介な判決が出た。」と考えるかもしれませんが、正体不明の多額の出金があれば、貯金を管理していた相続人（普通は長男＝長男の嫁）に兄弟姉妹が迫ることになり、相続争いの新しい武器ができてしまったともいえます。

熾烈な争続の始まりです。

なおこの判決は相続により複数の相続人のものとなった預金が対象であるため、遺言により、長男に指定してあればこの判決文を持ってしても、銀行に対して開示を求めることはできません。

将来、相続（争続）が予見されるような場合には、早めに遺言の作成にかかられたほうがよいかと思えます。